

和泉市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体が行う学術、芸術、スポーツ、社会教育等の事業について、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる名義)

第2条 後援名義の使用を承認する名義は、「和泉市教育委員会」とする。

(申請)

第3条 後援名義を使用しようとする事業（以下「申請事業」という。）を行う団体（以下「主催者」という。）は、次に掲げる書類をあらかじめ教育委員会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 和泉市教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1号）
- (2) 事業の内容を記載した書類及び事業に関する収支予算書
- (3) 団体の実態を明らかにする書類（規約又は会則）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 申請事業の申請は、原則として後援名義を使用する日の30日前までに行わなければならない。

3 申請事業は、申請後1年以内に実施される事業とする。ただし、教育委員会が申請事業の実施の準備に日数を要すると認める場合は、この限りでない。

(承認の要件)

第4条 教育委員会は、次に掲げる要件を満たす団体に対し、後援名義の使用を承認することができる。

(1) 主催者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 文部科学省の所管教育関係団体
- ウ 教育委員会が所管する団体
- エ その他教育委員会が適切と認める主催者

(2) 主催者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ア 主催者の存在が明確であること。
- イ 主催者の事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。
- ウ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- エ 主催者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- オ 事業内容が他の団体の同種の事業と競合し、教育委員会の後援名義を使用することにより混乱が生じるおそれがないこと。
- カ 過去に承認を行っている場合、事業実績報告において本条の基準を全て満たしていることと認められること。

(3) 申請事業は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ア 教育委員会の教育行政の一般方針に寄与する事業であること。
- イ 営利性が認められない事業であること。
- ウ 主催者の内部行事でない事業であること。
- エ 開催地が市内又は市外にかかわらず、和泉市民が参加可能な事業であること。
- オ 入場料、出品料、参加料等が参加者に過度の負担とならない事業であること。
- カ 開催場所は、公衆衛生や災害防止について十分な措置が講じられていること。
- キ 宗教活動又は政治活動でない事業であること。
- ク 申請事業の登壇者、発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められていること

(承認)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認を決定したときは和泉市教育委員会後援名義使用承認通知書（様式第2号）により申請した主催者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の承認に際して必要により条件を付することができる。

(不承認)

第6条 教育委員会は、後援名義の使用を適正でないと認めるときは、主催者に対し、和泉市教育委員会後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により、承認しない理由を明記して通知するものとする。

（承認の取消し）

第7条 教育委員会は、第5条の規定により承認した申請事業（以下「後援事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき。
- (4) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 教育委員会は、前項により承認を取り消したときは、和泉市教育委員会後援名義使用承認取消通知書（様式第4号）により主催者に通知するものとする。

（事業内容等の変更）

第8条 主催者は、後援事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業内容変更承認申請書（様式5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項により申請があったときは、その内容を審査し、承認または不承認を決定したときは事業内容変更承認可否決定通知書（様式第6号）により、申請した団体の代表者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の承認の決定をする場合は、必要に応じて条件を付することができる。

4 教育委員会は、第2項の不承認の決定をする場合は、その理由を明記して通知しなければならない。

（事業実績の報告）

第9条 後援事業の主催者は、後援事業終了後、速やかに収支決算書を添付し、事業実績報告書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年 9月 5日から施行する。
- 2 和泉市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱（平成21年4月1日施行）及び和泉市教育委員会後援名義使用承認取扱要綱事務要領（平成21年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和5年2月8日）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の和泉市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に申請のあったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。